

## 意見書及び見解書の概要

東大和市街づくり条例に基づき、都市計画の原案に対する意見書及び見解書の概要を次のとおり公表する。

都市計画の名称 立川都市計画ごみ処理場  
 第2号小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設の決定  
 縦覧期間 平成29年7月11日から平成29年7月25日まで  
 意見書提出期間 平成29年7月11日から平成29年8月1日まで  
 意見書提出状況 47通（51人）

			意見書の概要	見解書の概要	
都市計画の原案に対する意見	都市計画に関するもの	施設の必要性について	1	<p>容リプラの削減量予測は、全体の僅か2%に満たないものであり、この施設は必要ない。費用対効果なしである。白紙撤回を求める。効果があるというなら、3市市民に公正な数字で理解できるまで説明が必要である。</p> <p>施設建設によって削減される焼却ごみは小平市のプラスチック年間1,600tのみ、全体の2%弱であると知れると、3市の枠組みが崩れると東大和市のごみ処理が出来ないと新たに声だかに言い始め、他にも施設の必要性についての説明は、矛盾が増すばかりで、全く理解できない。</p>	<p>循環型社会構築のため、資源化を進めて、ごみを減量することは重要であり、最終処分場への搬入量の減量化に向けた資源化への取組みは、東京たま広域資源循環組合の一員である当市の責務であります。</p> <p>また、2%の削減量は重量比であり、仮に焼却処理するとなると、3市の容リプラを受け入れる容積が必要になるため、焼却炉を大きくする必要があります。</p> <p>焼却炉が大きくなると、小平市中島町の敷地でのごみ焼却施設の更新が不可能となり、3市の可燃ごみ処理に多大な影響が生じます。</p> <p>以上のことから、本施設は、衛生的な市民生活を維持するうえで、大きな効果が見込まれる必要な施設であります。</p>
			2	<p>カロリーオーバーになるため容リプラの焼却ができないというが、現状、小平市の容リプラ1,600tを焼却して950℃前後で推移している。カロリーオーバーになるとの説明は無理がある、そこを主張するなら明確なデータを示して欲しい。</p>	<p>ごみ焼却施設の更新は、小平市中島町の敷地で行うことを検討しているため、現在の処理能力である日量360トンについて、日量243トンを上限にする必要があります。</p> <p>そのため、3市から排出される容リプラを焼却するとなると、日量243トンを超えることから困難となります。</p> <p>ごみ焼却施設の更新は、小平市中島町</p>

			<p>の限られた敷地で行うこと。また、東京たま広域資源循環組合においてエコセメント化事業を行っていることから、灰溶解施設を設けないこととしております。</p> <p>そのことから、日量243トンを下回る施設規模にしていく必要があります。</p> <p>なお、新ごみ焼却施設の検討にあたっては、基準ごみの発熱量を約2,200キロカロリーに設定していますが、容リプラの発熱量は、8,000キロカロリー程度（不燃ごみ及び粗大ごみを破碎し選別した破碎可燃は約6,000キロカロリー）あるといわれているため、容リプラを焼却するとなると設定している発熱量を見直す必要が生じ、小平市中島町でのごみ焼却施設の更新は不可能になります。</p>
3	<p>自区内処理の原則は、3市全体が自区内であるとの広域的な解釈をすべきである。国は広域化の方向である。</p>	<p>自区内処理の原則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の概念で自治体ごとに考えることが原則になっています。</p> <p>ただし、自治体間で、共同で処理する品目に限っては、広域で捉えることができますが、共同で処理する品目以外は、広域で捉えることはできません。</p> <p>本施設は、3市地域の資源物を広域的に処理する施設です。3市共同の廃棄物処理の枠組みを維持し、3市がそれぞれの役割を果たしていくことが必要と考えています。</p>	
4	<p>容リプラの本来のリサイクルは不可能である。可燃ごみの総量を減らし、区部のように可燃ごみとして処理すべきでサーマルリサイクルが最良と考える。プラペットのリサイクルは時代遅れとなって、稼働停止になる恐れがある。プラごみのリサイクル製品は、再びごみ化</p>	<p>容リプラの全量焼却については、二ツ塚処分場（日の出町）へ焼却灰等を搬入している自治体（26団体）が取り組む方向性に逆行することになります。</p> <p>また、新ごみ焼却施設の規模が大きくなり、小平市中島町でのごみ焼却施設の更新はできなくなります。小平市中島町</p>	

	<p>するわけだから、環境保護の観点からも、高温での燃焼処理の方が優れている。</p> <p>廃棄物の減量は1.9%に過ぎず、焼却施設の処理能力を向上すれば吸収でき、資源物処理施設の建設費25億円と比較したらわずかだと思ふ。また、焼却施設の面積を増やさず、高さを増やす対応も考えられる。</p> <p>資源物処理施設の用地は、他の用途（民間への売却を含む）で有効活用すべきと考える。</p>	<p>で、ごみ焼却施設を更新するためにも、容リプラの資源化を行い、ごみ焼却施設の処理能力を下げ、現在の敷地内でごみ焼却施設の更新ができるようにするものです。</p> <p>本施設の用地につきましては、市が所有する唯一のリサイクル事業の用地であることから、他の用途への活用は考えておりません。</p>
5	<p>PETボトルはリサイクルのルートが、ほぼ完成しており、組合（官）が取り扱う必要がない。</p>	<p>店頭回収等、民間回収ルートでの資源化は限定的と考えられます。</p> <p>一般廃棄物（資源物を含む）は、自治体に処理責任があることから、衛生的な市民生活を維持するためにも本施設は必要であります。</p>
6	<p>プラ、ペットは現在3市とも問題なく処理している。民間委託の維持は、東大和市、武蔵村山市の努力により不可能ではなく、それにより大規模な施設は不要となる。小平も民間委託処理を開始すればよい。なぜ民間でできることを公設にするのか。公設で行うのは民業圧迫であり、税金の無駄使いである。本当に必要な施設であるのか、納得できる理由が伝わってこない。</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律の概念に、「自区内処理の原則」があります。</p> <p>これに基づき、東大和市内で発生する容リプラ等については、東大和市内で処理するという「自区内処理の原則」を、現在、ご理解をいただいている武蔵村山市からも求められているためです。</p> <p>したがって、他市の民間業者に委託することは困難であり、民業圧迫には当たりません。</p>
7	<p>財政、立地、環境、どれをとっても安心・安全が担保されておらず、必要性に疑問を感じる。</p>	<p>一般廃棄物（資源物を含む）の処理は、自治体に処理責任があります。そのことから、平成6年以降、当該地においてリサイクル事業を行ってきました。</p> <p>本事業は、ごみ焼却施設の更新が必要となることから実施するもので、周辺環境に配慮するため、特にVOC対策につ</p>

			<p>いては、近隣自治体の同種施設には例がない高度な対策を施し、安全対策に努めるものです。</p> <p>なお、財政的な面からも、東大和市単独でのごみ処理施設の設置は困難であることから、共同で処理していくことが有利であると考えております。</p>
	8	<p>街から発生するごみを他の街に頼ってごみ処理していくことには疑問を感じる。</p> <p>ごみは誰しもの出すものであり、迷惑施設ではなく必要な施設である。</p> <p>ごみ処理のあり方は、かつてのように何でも燃やすという考えではないはずである。</p> <p>ごみ処理を安定的に行うための施設と市は説明している。</p>	<p>一般廃棄物（資源物を含む）の処理責任は自治体にあり、自らの区域内で処理することが求められています。</p> <p>また、循環型社会の形成が求められている中、本施設の整備は、(仮称) 不燃・粗大ごみ処理施設の更新とごみ焼却施設の更新において、処理量の縮小につながる必要な施設になっています。</p>
上位計画との整合について	9	<p>喫緊の課題と説明のあった焼却炉の更新をメイン課題とすべきであり、基本構想43ページのフローは逆である。</p> <p>また、このフローは、3市がごみの有料化を速やかに実施して、ごみ減量を促進することが抜けている。</p>	<p>ごみ焼却施設の更新は、小平市中島町の敷地で行うことを検討しているため、現在の処理能力である日量360トンについて、日量243トンを上限にする必要があります。</p> <p>そのため、3市から排出される容リプラの資源化を図り、新ごみ焼却施設の処理能力を下げることにより、現在の敷地内で施設更新ができるようにするものです。このように、本施設は、ごみ焼却施設の更新の前提となるものです。</p> <p>また、小平市、武蔵村山市のごみの有料化については、事業計画上、ごみの有料化を加味していることから、今後、ごみ有料化について検討し、実施されるものと考えます。</p>
	10	<p>3市共同資源化事業基本構想は、3市全体に影響する問題であることをもっと広報すべきである。</p>	<p>衛生組合では、3市の市民を対象にした広報誌「えんとつ」への掲載・発行や説明会を開催してきましたが、引き続き、情報提供に努めております。</p>

	<p>11  ごみの有料化など、3市共通の減量対策をとるべきだ。有料化を先行し、ごみ減量に努めるのが先であり、東大和市は、小平市と武蔵村山市が有料化した後でないと、この件は受け付けないという姿勢をとるべきである。こういった減量化の流れの中で、ごみ処理施設をつくろうとし、税金を無駄にしている。貴重な税金を無駄と解っているこのような施設に浪費することは、良識ある3市市民に対する裏切り行為である。有料化など、ごみ対策がとられたとき、この施設は必要なくなる。又は、量が少なく運営できなくなる。</p> <p>  建設の理由に3市の資源化基準の統一、リサイクル率の向上、施設規模の縮小、建設費の縮減を見込んでいるとしているが、全く逆である。先ず、資源化の統一を図り、ごみの量を減らすことが先決である。それにより焼却施設の規模が小さくなる。小平市の軟プラ1,600tしか減らないことからもっともらしい理由づけとしか受け止められない。ごみ量の削減を実施しないで、施設を建設しないでほしい。</p> <p>  実施計画の予測値には有料化による排出量の変化や資源化基準や分別基準を統一した場合の排出量の変化は算出できないので見込んでないとのこと。小平市と武蔵村山市は、ごみ有料化を実施しておらず、ごみ有料化を全ての市が導入してからでないと、プラの排出量も予測できない。小平市が焼却しているプラスチックの量は、根拠のない予測値でしかないため、このまま検証無しで建設するのはリスクが大きすぎる。施設規模に</p>	<p>小平市、武蔵村山市のごみの有料化については、事業計画上、ごみの有料化を加味していることから、今後、ごみ有料化についての検討と実施がされるものと考えます。</p> <p>  ごみの有料化については、各市の置かれている状況を鑑み実施する必要があります。</p> <p>  また、新ごみ焼却施設の稼働は、着手から10年近くの歳月を必要とすることから、ごみの有料化の進捗状況を踏まえて事業を進めるものであります。</p> <p>  なお、ごみの有料化を導入しても、容リプラは排出されるため、本施設は不要になることはなく、施設規模については、施設の稼働から7年以内のピーク量を捉えることになっているため、日量23トンの施設規模は必要になります。</p>
--	---	--

		根拠がない。施設が完成し稼働してみないと施設の処理規模は適切なのか判らない計画は白紙撤回をするべきで、有料化導入後に施設の必要性を含め、再検討すべきである。	
	12	ペットボトルの回収・再利用の方法、容器等のプラスチックごみの処分方法について、今後取り組むべき対策・ビジョンなどが明確に示されないまま、その場限りの対策で進められているように見える。	本事業は、循環型社会の構築に向け、3市の今後のごみ処理事業のあるべき姿を構築するものです。 また、資源化基準については、現在、3市が統一する方向で検討を実施しており、収集後の処理についても、同様であります。
	13	ごみの有料化に伴い分別、店頭回収など量を少なくすること等もっと必要ではないか。	東大和市では、店頭回収の利用促進を周知しておりますが、引き続き、廃棄物の減量に向けた取組みに努めてまいります。
具体の都市計画との整合について	14	建築基準法第51条、但し書きに関して、全国的に見て、多くの自治体では距離規定として学校等、病院、老人ホーム、公園等から100m以上離れていることと定めている。隣接してさくら苑（特養老人ホーム）があり、道路を隔てて都立南公園のテニスコートが有り直線距離でわずか120～130m離れて給食センター（※給食センターは工場の扱いだが、小学生、中学生の将来有る子供たちのことを考えれば「学校」に準じた判断をすべきで有る）が有り、以上の事から判断して都市計画上、当地に建設してはならない施設であることは明白である。	本施設は、都市計画においてその位置を定めて建設するものであり、建築基準法第51条の但し書きを適用するものではありません。 衛生組合が実施した生活環境影響調査の結果、周辺的生活環境への影響は軽微であり、適切な環境保全対策を講じることで生活環境の保全上の目的を達成できるものと評価されています。 なお、建築基準法第51条但し書きは、都市計画に位置を定めていないごみ焼却場等を建設する場合に、特定行政庁が適用させる規定であり、当市は特定行政庁ではありません。
	15	周辺には老人福祉施設・社宅・マンション・給食センターがあり、また、人口密度も高い地域であることから、特に周辺環境に配慮しなければならないところである。 建設予定地が不適當であるということである。どうしてあの場所に市がこだ	現在、周辺にはマンションも建ち並んでいます。市では平成6年からこの場所をリサイクル施設として使用しています。 また、本施設は、市民の家庭から排出される食品などに使用されていた容リプラ等を受け入れる施設となっており、

		わっているのか不思議で仕方ない。	<p>周辺環境への影響については、衛生組合が実施した生活環境影響調査の結果から軽微であり、適切な環境保全対策を講じることで生活環境の保全上の目的を達成できるものと評価されています。特にVOC対策については、近隣自治体の同種施設には例がない高度な対策を施すこととしております。</p> <p>なお、位置につきましては、都市計画上の支障は認められません。</p>
16		当該地は工業地域であるとはいえ、工業地域の端にあつて、住居地域と接した場所にあり、法的に違反ではないということだけで、決して適地とは言えない。	<p>当該地は工業地域であり、本施設の用途に適合しています。また、施設の必要性、上位計画との整合、具体の都市計画との整合、周辺環境への配慮など都市計画の観点から留意すべき事項について適合しており、都市計画上の支障は認められません。</p> <p>なお、国の作成した都市計画運用指針では、廃棄物処理施設の位置は、工業系の用途地域に設置することが望ましい、とされています。</p>
17		全国的にもこのような場所に施設が建設された例はない。現在は住宅が密集していて実態のない工業地域となっている。この数年間、用地を「工業用地から他の使用用地に変更する」こともできたのではないか。	<p>多摩地区の例では、町田市においてマンションとの共有により「リレーセンターみなみ」（容リプラの圧縮・梱包と可燃ごみの中継所）が設置されております。</p> <p>また、工業地域は、建築可能な用途が多い上、北側斜線制限や日影規制がないため、住居系用途への変更は、不適格建築物を生み出すとともに、建替え時に同等の大きさの建築物が建てられなくなることから困難であります。</p>
18		敷地面積4,300㎡という全国でも類を見ない狭隘な用地であり、土地が狭い。施設の高さは22mにもなる。都の緑化条例に敷地だけでは対応できず、緑地を補うために、経費をかけて屋上緑化せざるを得ない場所に建設する計画に	<p>リサイクル施設にあつては、敷地面積が4,300㎡程度の場所は他にもあり（町田市や国立市など）、全国的にも存在（大阪府寝屋川市など）しております。</p> <p>本施設の高さについては、臭気対策に万全を期すため、ピット方式を採用した</p>

	<p>は反対である。屋上緑化まで行わなければならないこと自体、計画の無謀さを示していると思う。</p> <p>また、建設予定地が狭すぎるため、安全配慮が充分にできるとは考えられない。</p>	<p>ことによりクレーンが必要となることから建物が高くなるものです。</p> <p>また、緑化については、屋上緑化を含めて（都条例に規定された）基準を満たしており支障はなく、本事業を実施する上での安全対策や安全配慮については、用地面積の大小にかかわらず行っていく必要があるものです。</p>
19	<p>周辺に悪影響が生じない広い土地に設置すべきであり、この案は街づくり条例や都市マスタープランの趣旨に反する。</p>	<p>市街化が進んでいる都市部において法令上の支障がなく、建設に望ましい用地で、かつ広大な用地を確保することは事実上困難であります。</p> <p>本事業は、衛生組合において生活環境影響調査を実施しており、その結果、周辺の生活環境への影響は軽微であり、適切な環境保全対策を講じることで生活環境の保全上の目的を達成できるものと評価されています。</p> <p>また、東大和市都市マスタープランでは、本施設の区域は複合市街地として位置付けられており、互いの環境に配慮し調和を図りつつ、多用途の土地利用を誘導する地域としています。</p> <p>都市計画の原案を作成するにあたっては、街づくり条例の規定に基づき、懇談会を2回開催し、様々な意見をいただきながら進めてきたものです。</p>
20	<p>建設用地は工業地域であり20年以上、市の資源物を処理してきた場所である。周辺のマンションの建設前から市のリサイクル処理は実施していた。</p> <p>市内には他に用地はない。</p>	<p>当該地は、平成6年からリサイクル施設として使用しており、本事業を行う上で、新たな土地を購入する必要が無いこと、現にリサイクル施設になっていること、選別作業から生じる混入物を衛生組合へ運搬しやすいことから、適地としています。</p>



周辺環境への配慮について	21	<p>商業施設、給食センター、さくら苑、マンションが立ち並んでおり、日常的に交通量が多い中、今まで以上に交通渋滞が発生しやすくなる。候補地の前面道路は通学路でもある。施設の車両や大型車が増えれば更に渋滞が予想され、環境汚染や交通事故が心配される。基準値以下だから強行建設するような街づくりは良いとは思わない。</p>	<p>交通量について、本施設への収集車両の搬出入は、稼働日平均で約64台程度、資源物の成果品等の搬出車両は平均で約7台程度と想定しており、交通量の調査と予測を行った結果、周辺道路の交通に与える影響は軽微でした。</p> <p>また、当該地の前面道路は通学路ではありませんが、前面以外には通学路があることから、日々の収集業務と併せて、安全運転の励行に努めてまいります。</p>
	22	<p>安全性に関して、具体的なデータの裏付けが少なく、推測、推定に基づくものが多すぎる。専門の科学者によれば、多種多様の添加剤を加えて製造されている容器包装プラスチックは現在未知のVOCを含め、測定できない程多種類のVOCが発生すると言われ、いかなる処理方法でも完全に除去することはできず、人体への影響も不明である。さらに大方のVOCは空気より比重が大きいので、大気に拡散することなく地上に滞留すると言われています。マンション、小中学校、老人ホーム、給食センターの近くの場所に建設するのか。成長期の子供たちの大切な一食を担う給食センターの間近に、ごみ処理施設を建てようという計画は全く理解に苦しむ。住民にとって不安でならない。我が身に当てはめて判断してほしい。給食への影響など病気になる子どもたちがいたら、どのように責任をとるのか。健康被害が起きた時、多くの人に悪影響が出るが、税の負担軽減等、何らかの保障を約束し、書面で明文化していただきたい。</p> <p>T-VOCに対する性能保証値を厚生労働省の室内濃度指針値である400 <math>\mu\text{g}/\text{m}^3</math>以下とすることや濃度測定を</p>	<p>本施設は、市民の家庭から排出される食品などに使用されていた容器プラ等を受け入れる施設で、同種の施設は全国的に設置されており、国が定めた法などに基づき処理を行う施設であります。</p> <p>多摩地区においても、自治体及び民間事業者が設置・運営しており、健康被害の報告はありません。</p> <p>本事業に係る生活環境影響調査の結果からも、周辺環境への影響は軽微であり、特にVOC対策については近隣自治体には例がない高度な対策を講じるもので、T-VOC対策について、本施設は、大気汚染防止法上の該当施設ではありませんが、同法で規制する一番厳しい値を満足する施設として性能発注し、併せて厚生労働省が示している室内濃度指針も満足させるものとしています。</p> <p>(暫定規制値：400 <math>\mu\text{g}/\text{m}^3</math>以下)</p> <p>また、収集車両からの臭気については調査を行っておりませんが、使用する車両は、現在においても清潔の保持に努めており、小平市中島町の周辺住民の方からは苦情をいただいております。</p>

	<p>行うことを原案または資料に明記すべきである。</p> <p>影響調査の結果で、VOCが現在より増える。基準値以下なので問題ないと片付けないでほしい。収集車両の臭いなど調査に含まれていないものもあり、周辺環境は良くなることはなく、確実に悪くなる。稼働した時に、本当に基準をクリアするのも信じ切れない。白紙撤回を求める。</p>	
23	<p>他の資源物処理施設を見ても、搬出入作業の効率上大きな開口部を開放したまま作業をし、建物周囲を常時清掃することなくごみが散乱し、周辺に悪臭や粉塵が撒き散らされている。臭気漏れは、完全に防ぐことはできず、公害となる。</p> <p>環境影響評価が軽微であるわけではない。</p>	<p>本施設は、施設内の負圧化と開口部へのエアーカーテンの設置による、扉の二重化を図り、臭気や粉塵の漏えいを防ぐ対応を実施いたします。</p> <p>また、施設敷地内の清掃は、適宜実施してまいります。</p> <p>環境影響評価の結果、周辺の生活環境への影響は軽微であります。</p>
24	<p>東大和市都市マスタープランでは当初この土地は最も良好な住宅環境としていたが、周辺環境への配慮どころか環境悪化と不安に陥れている。</p>	<p>東大和市都市マスタープランでは、本施設の区域は複合市街地として位置付けられており、互いの環境に配慮し調和を図りつつ、多用途の土地利用を誘導する地域としています。</p> <p>また、衛生組合が実施した生活環境影響調査の結果、周辺の生活環境への影響は軽微であり、適切な環境保全対策を講じることで生活環境の保全上の目的を達成できるものと評価されています。</p>
25	<p>あまりにも狭隘な用地に、なぜこのような施設を建設しようとするのか全く理解できない。その結果、高さが21.5m（マンション7階相当）にもなり、窓が少なく壁面の大きな建物は周辺に威圧的で異様な存在感を醸し出すものと思う。周辺景観に溶け込めない異質な建物になることは間違いない。</p>	<p>本施設については、臭気対策に万全を期すため、ピット方式を採用したことによりクレーンが必要となることから建物が高くなるものです。</p> <p>また、建物の意匠については、現在、検討中でありますので、周辺環境に配慮してまいります。</p>

		26	施設図を参考資料として添付する場合、T-VOCの濃度測定器の設置場所を明記すべきである。	T-VOCの濃度測定器の設置場所については、現在、検討中でありまして、今後、適切に情報提供に努めていきたいと考えております。
		27	用地が狭いといって高さを増して建設することには、同意できない。	本施設は、ピット方式を採用したことによりクレーンが必要となることから建物が高くなるものです。
		28	排気口を100mの煙突にする等高くし、どこにも影響が出ないように変更してほしい。高さ制限があるからとの理由では納得いかない。そもそもそのような制限ある区域に建設することが間違っている。	本施設は、近隣自治体の同種施設には例がない高度な環境対策を実施することとしております。
		29	必要な環境調査も実施しており周辺に与える影響も軽微とされている。  一般家庭から排出されるペットボトルと食品などを包んでいるプラスチックを国の基準に則り処理を行う施設と説明を受けた。  本事業を進めることで、騒音や振動について周辺環境の改善が図られるとしている。	本施設は、市民の家庭から排出される食品などに使用されていた容リプラ及びペットボトルを中間処理する施設です。  また、本事業を実施するにあたっては、衛生組合が生活環境影響調査を行っており、その結果、周辺的生活環境への影響は軽微であり、適切な環境保全対策を講じることで生活環境の保全上の目的を達成できるものと評価されています。
	法令への適合について	30	市民の税金で進めようとしている事業で、7月1日の市報と2週間のWEB公開とは疑問を感じる。WEB公開は継続すべきである。	本事業につきましては、協議会を設置するなど、衛生組合が、かねてより周知しているものです。  市報につきましては、東大和市街づくり条例の規定に基づき、都市計画原案について、周知したものです。  なお、平成29年7月14・15日に開催した原案の説明会資料については、現在も引き続きホームページに掲載しており、その資料の中で原案を閲覧することができます。

事業実施に関するもの	コストについて	31	建設費が高すぎる。廃プラ施設の建設に26億円の巨費をかけてまで、進める必要があるのか。そのために毎年の運営費もかなり高額となっている。人口減少で排出量が減る中、ペットボトルの民間回収の促進に取り組み、現計画のような多額な費用は不要となる。	<p>市民生活に影響が生じぬよう、一部事務組合で、ごみの共同処理を継続していくことが最善の方策と考えており、その前提となるごみ焼却施設の更新にあたり、本施設は欠かせない施設であります。</p> <p>今後、人口については減少傾向に転じると認識はしておりますが、ごみ処理施設は必要であり、特に食品などを包装しているプラについては、民間回収の確立が難しいことから、本施設は必要であります。</p> <p>なお、コストについては、事業上、考慮する必要はありますが、都市計画上の支障の有無を判断する際の要素ではありません。</p>
		32	「ごみ処理施設を1つの市で設置するには、多額の費用が伴います。費用対効果や事業の効率性を考え、共同で実施していくことを考えております。」この回答はまさに焼却炉の更新に当てはめるべきで、廃プラ施設のみの問題ではない。1市で作ろうとしたら国や都が許可しないでしょう。費用対効果を考えたら、この施設は必要ないことが明白である。	<p>東大和市内に、ごみ焼却施設をはじめとする各種の処理施設を1市単独で整備していくことは、財政的にも用地確保の面においても困難であるため、引き続き、一部事務組合でごみの共同処理を行っていくことが最善であると考えております。</p> <p>その前提となるごみ焼却施設の更新にあたり、本施設は必要となる施設であります。</p>
		33	耐用年数を数年延長して、その間に有料化等を実施する。東京オリンピックが過ぎれば、建設費も下がる見通しであり、整備は見合わせるべきと考える。	これ以上の延長は安定した廃棄物処理に支障をきたし、市民生活に多大な影響を及ぼす恐れがあることから、耐用年数を延長することは困難であります。
		34	施設の規模を縮小し、建設費や運営費の削減努力をするべきである。	<p>施設規模につきましては、各市の今後の減量施策を見込んだ目標値(排出原単位)をもとに設定していることから、これ以上の縮小は困難であります。</p> <p>また、運営費については、資源物の選別人員に東大和市シルバー人材センターを活用していくなど、削減に向けた努力をしていきます。</p>

	35	<p>建設費が当初より大幅に高騰し住民負担が増している。大きな債務は、今後の少子高齢化を考えた時、恐ろしい感がある。高額な建設費及びランニングコストがかかる新施設は必要ない。</p> <p>工事費は、当初、ずさんな計画で公表し、イニシャルコスト・ランニングコストが示されないまま、業者任せの概算額で後からこっそり膨らませていることは納得できない。</p> <p>また、狭い土地に21mも高さのある処理施設をつくるのは、コストが高くなるだけである。住宅が密集する狭い用地に建設を推し進めるのであれば、環境設備の要望は当然であり、他の用地との比較検討も行わずに高額な環境整備が必要となる用地として決定した行政はその責任をどうとるのか説明してほしい。住民から環境設備の要望があるものと言って建設コストが急騰したというが、その説明は、用地の比較検討を行わずに決定した行政の責任転嫁である。</p>	<p>今後、人口については減少傾向に転じると認識はしておりますが、ごみ処理施設は必要であり、特に食品などを包装しているプラについては、民間回収ルートの確立が難しいことから、本施設は必要であると考えております。</p> <p>また、本施設は、ピット方式を採用したことによりクレーンが必要となることから建物が高くなるものです。</p> <p>宅地化が進んでいるこの地域では、本施設の周辺住民から環境対策に係る要望がある場合、極力取り入れていくべきと考えており、そのための費用については、必要な経費と考えています。</p> <p>なお、事業予算については、衛生組合議会の議決を得て、適切に対応しております。</p>
	36	<p>シビアなVOC対策、騒音対策、振動対策、悪臭対策、交通量対策などが必要となり、多額の建設費用が投入されることになる。</p>	<p>VOC対策費などは、周辺環境へ配慮するために必要な経費と考えています。</p>
	37	<p>衛生組合のごみ焼却施設が更新できない場合、市内で廃棄物処理を行うことは困難に近い。</p> <p>仮に用地が見つかったとしても用地取得を含めると、現在の計画よりも財政負担は大きくなる。</p> <p>安定的なごみ処理を実施するための最善策と思う。</p>	<p>ごみ処理施設を1つの市で設置することは、多額の費用が伴います。</p> <p>費用対効果や事業の効率性を踏まえると、本施設により共同処理していくことが最善の方法と考えています。</p>
その他	38	<p>用地選定理由が、不透明である。将来の施設更新は武蔵村山市も含めた中で検討を行うと考えているようだが、なぜ、今回そうしないのか。住民参加で意</p>	<p>新ごみ焼却施設は、小平市中島町で更新する予定となっていることから、本施設の用地については、資源物の選別作業から生じる混入物を衛生組合へ運搬し</p>

	見を聞きつつ、時間をかけて複数候補から選定すべきである。「東大和市桜が丘二丁目」が適地であるかどうか客観的な評価が試みられたのか。秘密裏に決定されており、「場所」についての検討過程に大きな疑問を感じる。「東大和市桜が丘二丁目」ありきで進められたのであれば大きな誤りである。通常の手続きを経ておらず不適切である。白紙撤回し、用地選定を今からやり直すべきだ。	やすい効率性などを考慮し、適地としております。 また、建設場所は、平成17年及び平成19年の2回にわたり、3市の市長が出席した会議で決めたもので、秘密裏に決定したものではありません。 なお、用地選定の手続きについては、都市計画上の支障の有無を判断する際の要素ではありません。
39	まちづくりニュースに、処理施設の建設が進まないと今後の東大和市の廃棄物処理に、多大な影響が生じます、とあるが、詳細を知らない市民に対して、やたらに不安感をあおるもので判断を誤らせる不適当な広報であり、直ちに撤回すべきである。	本施設の建設ができない場合、新ごみ焼却施設の規模が大きくなり、小平市中島町の用地では施設更新ができなくなります。 また、その場合、衛生組合の存続意義がなくなり、衛生組合が解散した場合、東大和市内にごみ焼却施設を建設することになる事実を記載しています。
40	3市それぞれの住民の応分負担、応分利益が前提となっているが、もっと焼却炉更新を含めた全体像を市民にらせていく必要があると考える。	衛生組合では、3市の市民を対象にした広報誌「えんとつ」への掲載・発行や説明会の開催など、引き続き、情報提供に努めてまいります。
41	当初からごみ焼却炉などについて検討すべきであったのに、問題に取り組まないでいた。今後は、焼却施設、粗大ごみ処理施設、資源物処理施設の3施設の検討の場を設け、それぞれを関連付けて役割などを説明すべきと考える。全体計画から切り離して、ペットボトルと廃プラスチックの施設だけを早急に決定すべきではない。	本施設の整備と不燃・粗大ごみ処理施設の更新事業を含めた「3市共同資源化事業」は、ごみ焼却施設の更新を見据えて進めているもので、この3施設は相互に不可分なものとして検討しています。
42	平成25年1月8日に3市と衛生組合で作成した「3市共同資源化事業に関する基本事項確認書」では、「3市共同資源物処理施設を整備するに当たって、想定地周辺地域住民の理解を得る事を前提とし、協調して事業を推進する。」 「住民の理解を得られたと判断された	本施設は、必要な施設であることから、平成25年11月に再度、確認書を交わしております。 これは、東大和市の立場として、市内にごみ焼却施設をはじめとする各種の処理施設を1市の単独で整備していくことは、財政的にも用地確保の面におい

	<p>後は、施設整備事業に着手する。」との内容で合意した。その後、結果報告書では「周辺住民の理解を得られたとは言い難い」との判断をした。</p> <p>しかし「必要な施設なので事業を進める」という、周辺住民に対して一方的な通告のうえに新たな合意書を締結し現在も、「建設ありき」で強引に計画を推進している。4団体は自らが合意した内容に対して理解が得られなかったことを認めたのだから、当然、当計画は白紙に戻すべきである。</p>	<p>でも困難であることから、廃棄物処理が滞り、市民生活に多大な影響を生じさせないためのものであります。</p> <p>したがって、一部事務組合におけるごみ処理を継続するため、市民にとって最善の策として、再度、確認書を交わしたものであります。</p>
43	<p>三百数十億円に上ると言われる施設整備の全体計画は、慎重に且つ市民の理解を得ながら進めるべきである。</p>	<p>今後とも、衛生組合を中心として情報提供に努めながら計画を進めてまいります。</p>
44	<p>これまで市民懇談会・地域連絡協議会、市長・市議会・組合議会への陳情・市長への手紙も提出されたが、これらを見做し、意見は聞いたという実績づくりに終始し、「建設ありき」で進めてきたことは許せない。</p> <p>街づくり条例で住民に対する丁寧な説明、住民の理解を求めると定めているが、懇談会や説明会に参加したが十分な説明がされていない。</p>	<p>ご意見につきましては、内容に応じ回答をしております。</p> <p>また、陳情におきましても適切に市議会に対応されているものと考えております。</p> <p>街づくり条例に基づく懇談会及び説明会においては、施設の必要性等について丁寧な説明に努めるとともに、過去の質疑応答に関する資料を作成するなど、適切に進めているものと考えております。</p>
45	<p>組合管理者が3市応分の負担だと言う主旨の発言が会議録に残されているのに、連絡協議会では用地決定の背景にある考え方を述べたものとした。会議録の発言を首長本人ではない行政が変更したことや、想定地の選定理由としてあげた文言の記載がある会議録・資料の提示を求めた際には、会議録はすべての会議で作成されているものではありませんとの回答で、行政事業の進め方として異常であり、理解も同意もできない。</p>	<p>衛生組合管理者の発言は、新ごみ焼却施設の更新では、用地の確保が必要であり、既に用地確保の決定を3市の市長の間で行っていることから、その履行を求めるために「応分負担」と発言しているものです。</p>

	<p>46 東大和市が「建設」以外の負担引受け案を探るべきである。</p>	<p>本事業では、用地の確保が必要となっていることから、市が用地を提供し衛生組合が建設するものです。</p>
	<p>47 焼却炉建設の前提条件として中間処理施設が必要というならコストをかけず、安全な方法として以下を提案する。 (基本コンセプト) シルバー人材を活用した「環境にやさしい」「景観を損ねない」「ランニングコストが安い」「電力に頼らない」施設・運用とする。 (前提条件) 小平市、武蔵村山市も有料化する。 (対象品目) ビン、汚れたプラ袋・包装（リサイクルマークのあるもの）これらを可燃と分別し回収する。 (事業内容) 人力で洗浄、乾燥、減容する。 (その他) 立地場所にふさわしい規模の建物・設備とする。処理能力に見合った事業内容とする。</p>	<p>本施設の運営費については、資源物の選別人員に東大和市シルバー人材センターを活用していくことなどを検討しております。その他、いただいたご意見を参考に、運営費の削減に向けた努力をしていきます。</p>
	<p>48 長年、小平市中島町には迷惑をかけてきたのだから、ここで3～4年着工を延期してでも再検討すべきだと思う。中島町の用地は細長く三角地に近く更新するには適当でない。 また、中島町に迷惑をかけてきたのだから、焼却炉の更新は、武蔵村山市も関わる中で用地選定すべきだ。</p>	<p>小平市中島町の既存のごみ処理施設は、経年による老朽化が著しく、喫緊の更新が必要なため、着工を延期することは困難です。 なお、焼却炉の更新は、小平市中島町の用地で可能です。</p>
	<p>49 懇談会や説明会での反対意見は建設的な内容になっていない。 市民は行政に協力していくべきと考える。  都市計画上の問題がないのであれば、</p>	<p>循環型社会の形成が求められている中、本施設の整備は、(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設の更新とごみ焼却施設の更新において、処理量の縮小につながる必要な施設になります。 また、ごみ問題の解決にあたっては、</p>



		最後は行政が判断し、市民が協力しなければごみ問題は解決しない。	市民の皆さんの協力が必要になります。
	50	都市計画との整合が図られており、原案どおり進めてほしい。	<p>本施設は、東大和市都市マスタープランに位置付けられており、具体の都市計画との整合が図られています。</p> <p>また、都市計画の観点から留意すべき事項についても適合していることから、都市計画上支障がないと考えています。</p>